

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 平成 31 年 3 月 11 日（月） 午後 2 時 35 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 吉津委員長・江原副委員長・田村委員・三輪委員・
長尾委員・岩藤委員・橋本委員・綾城委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・岡田次長・佐伯書記
8. 協議事項
3 月定例会本会議（2 月 28 日）から付託された事件（議案 8 件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後 2 時 35 分 閉会 午後 3 時 20 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

平成 31 年 3 月 11 日

総務民生常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 製 者

佐 伯 加 寿 馬

吉津委員長 お疲れ様です。本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、6 日に引き続き、総務民生常任委員会を開会します。初めに、議案第 9 号「平成 31 年度長門市国民健康保険事業特別会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 「国民健康保険事業特別会計」につきましては、予算書 350、351 ページ第 2 款「保険給付費」、第 1 項「療養諸費」、第 1 目「一般被保険者療養給付費」では、平成 30 年度当初予算の算定において、一般被保険者に係る療養給付費について、団塊の世代が順次 70 歳を迎えられることから、当初予算は給付費ベースで平成 29 年度決算見込額の 4%程度の伸びを見込んで計上しておりましたが、平成 30 年度中において伸びがほぼ無かったことから、対前年度比 4,464 万 9,000 円を減額して計上しております。また、第 2 目「退職被保険者等療育給付費」では、退職被保険者等にかかる療養給付費につきまして、被保険者の減少に合わせて、平成 30 年度当初予算では給付費ベースで平成 29 年度決算見込額の 20%程度の減少を見込んで計上しておりましたが、50%程度で推移したことから、対前年度比 2,443 万 7,000 円を減額した額で計上しております。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 それではいくつかお尋ねします。一つは、今年度から県域化になったわけですが、移行する前からいろいろ勉強させていただきました。教えてもらいましたが、県域化にあたってトラブルもなく問題もなくスムーズに行われたのかどうかをお尋ねいたします。

中野総合窓口課長 平成 30 年度から制度改革が始まり、まもなく 1 年が経とうとしております。まず財政運営の責任主体が県となったことにつきましては、前期高齢者交付金や介護納付金などの社会保険診療報酬支払基金関係、及び共同事業関係の財務会計処理がなくなりましたが、新たに県に納付する事業費納付金、支払った保険給付費と同額が交付される普通交付金など、新たに財務会計上増えた費目もあります。また、国から交付される療養給付費に対する公費につきましては、県に交付されることになりましたが、県では積算ができないことから引き続き市町村が行うなど、一部残された業務もあり、財政運営に係る業務量としてはこれまでとあまり変わらない状況です。次に、資格管理が県単位化されたことにつきましては、日々の国保資格の異動情報を国保連合会のシステムと連携させる業務が新たに加わりましたが、各市町間で使用しているシステムが異なることから、データ形式の違いによりエラーが発生して、その

解消に手を取られることはありましたが、重大な障害はなく、概ね順調なスタートが切れております。保険料率につきましては、前期高齢者交付金など、市町ごとに精算する制度が来年度まで残っておりますので、平成 32 年度からあるべき保険料の水準が見えてくるものと考えております。また、来年度、平成 31 年度の 8 月からは県内全ての保険者間の保険証の標準化がスタートしますが、今後も資格業務、保健業務などを可能な業務につきましては順次、事務の効率化、広域化が図れる予定になっております。

田村委員 それでは次、事前の説明では、一人あたりの保険料というのは見込みで約 1 万円程度減額になるのではないかという見込みがありましたけれども、このあたりの見通しはそのとおりになったのかどうか、お尋ねいたします。

中野総合窓口課長 年間調定額を年度の平均被保険者数で割った一人あたりの保険料につきましては、平成 28 年度が 9 万 8,860 円。平成 29 年度が 10 万 102 円となっております。平成 30 年度の保険料率を設定する段階におきましては、まだ当該年度の所得が分かりませんでしたので、前年度の所得を用いて試算しましたところ、一人あたり保険料は 9 万 8,743 円を想定しておりましたが、平成 31 年 2 月先月末現在では一人あたり保険料は、9 万 8,235 円となっております。平成 31 年度当初予算の一人あたり保険料も 9 万 171 円で、料率決定時の想定より若干少ない状況ではありますが、ほぼ見込みどおりの額となっております。すみません、ちょっと訂正があります。平成 31 年度当初予算の一人あたりの保険料を言い間違えました。9 万 8,171 円でございます。

田村委員 2 款にあたって、今まで賦課 4 方式ですね。それが 3 方式になる。総額は変わらないわけですから、この 3 方式になっても負担は変わらないと思うんですけども、この転換はスムーズにいったかどうか。

中野総合窓口課長 平成 30 年度から固定資産税額に応じて賦課される、これまでの資産割を廃止しまして、賦課方式を 4 方式から 3 方式に変更したところでございますが、昨年 3 月 1 日号の広報に、まず、国保制度改革全般に係る特集記事を掲載し、保険料の決め方が変わるということについてお知らせし、次に決定した保険料率は速やかに周知を図るということで、次のステップとしましては 5 月 1 日号の広報にてお知らせしたところであります。6 月中旬に平成 30 年度の保険料の決定通知書を送付しましたが、資産割の廃止に係るお問い合わせ等は特にございません。算定作業においても混乱等なく、円滑に移行できたものと考えております。また、この 3 方式に移行したことによりまして、他市町との比較も分かりやすくなったところでございます。

田村委員 これが最後ですけども、予算書の 336 ページ「保険給付費」これが約前年から 8,000 万円の減額となっておりますけども、この理由についてお尋ねいたします。

中野総合窓口課長 保険給付費につきましては、被保険者数は年々減少するものの、一人あたりの医療費は逆に増加する傾向が続いておりましたので、平成 30 年度も大きな減少はない見込みで予算を計上しておりました。しかしながら、平成 29 年度と同額程度で移行しておりますことから、3 月補正予算で一般被保険者に係る療養給付費を 5,000 万円、退職被保険者に係る療養給付費を 1,000 万円減額したところであります。団塊の世代が先ほどの補足説明でありましたように、順次 70 歳に到達しておられることに伴いまして、保険者負担の割合が増えるため、今後も被保険者数は減少していきましても 70 歳以上の被保険者の占める割合の増加に伴いまして、療養給付費それから高額療養費ともに現状の高い水準で移行すると見込まれますため、平成 31 年度当初予算は、平成 30 年度 3 月補正後予算程度で計上しておりますことから、前年度当初予算比で減となっているということでございます。

岩藤委員 予算書 359 ページの「特定健康診査等事業費」についてお尋ねしたいと思います。昨年の予算審査の中で、医師会との連携と言いますか、医療機関でお願いを、診療されているという方もいらっしゃるということもあり、医療機関に検査データを提供していただくという形を取るとか、そういう答弁があった中で、医師会との連携をどのように取ってこられたのかお尋ねしたいと思います。

古林医療給付係長 まず年度当初、4 月に医療機関説明会がございますので、市内の医療機関の方に集まっていいただいて、この事業についての説明を行わせていただきました。特定健診の受診券を発送する際に、この提供事業についてのパンフレットも一緒に同封させていただいて、それに基づいてパンフレットと同意書が一緒のものになっているんですけども、それを医療機関のほうに提出をしていいただいて、医療機関から市役所のほうに請求書と一緒にその情報を提供していただくというものでございます。

岩藤委員 じゃあそういう方々はもう、直に資料としていくという形になるということでしょうかね。

古林医療給付係長 対象者につきましては、特定健診の対象者の方には全て同じようなパンフレットが届くようになりますので、どなたも該当する場合には利用することができます。

岩藤委員 この度自己負担額 1,000 円が無料となるというふうになっているんですが、これは何人分、何%くらい受診をされるかという予測をされているのか、受診率がどのように上がるか、設定されたのかどうかをお尋ねしたいと思います。

古林医療給付係長 受診率につきましては、30%で試算をしております。現在、平成 29 年度が最新の情報でございますが、27.6%ということで、その差額の分、

上昇すると見込んでおります。

吉津委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 9 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 9 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 11 号「平成 31 年度 長門市介護保険事業特別会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 「介護保険事業特別会計」につきましては、予算書 394、395 ページ、第 2 款「保険給付費」、第 1 項「サービス等諸費」、第 3 目「施設介護サービス給付費」では、平成 30 年度から法整備されました介護医療院の創設に伴い、対前年度比 1 億 8,418 万 2,000 円増の 16 億 7,605 万 9,000 円を計上しております。次に、予算書 406、407 ページ、第 5 款「地域支援事業費」、第 3 項「包括的支援事業・任意事業費」、第 4 目「総合相談事業費」、010「総合相談支援事業」では、現在、直営で運営しております地域包括支援センターにつきまして、平成 31 年度から市内を 3 つのエリアに分割し、そのうち西圏域と東圏域のセンター業務を委託することから、業務等委託料について 4,011 万 9,000 円を計上しております。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

岩藤委員 予算書の 395 ページの「施設介護サービス給付費」の中に、昨年なかった介護医療院で 1 億 9,450 万円の予算計上がされているんですが、これがどういうふうな内容なのかお願いしたいと思います。

小林福祉課長 介護医療院というのは、平成 30 年 4 月から創設された制度でございます。それまでは医療療養病床、介護療養病床ありまして、ただ入所されている方にとってはどちらも同じ扱いということで、介護療養病床については、国の動きで、なくそうという動きが出ていたんですが、それが全国的にも進まないということで、新たに介護医療院という新たな施設を創設されたところでございます。介護医療院になりますと、それまで医療保険で対応していたものが、この介護医療院につきましては、介護保険対応となっておりますことから、こっちのほうの施設に入所された場合は介護保険料のほうに影響が大きいということでございます。ただ、長門市には介護医療院まだ創設されておられません。ただ、県内には 4 市 7 施設、もうすでに県のほうの認可を受けられてスタートしているわけございまして、実態としては昨年 7 月から長門市の方も市外の 1 施設に入所されて、サービスを受けられておられますので、そのへんの給付費は平成 30 年度中に発生しているということでございます。そしてもう 1 点、医療給付費の中で医療病床が過剰地域ということで、この長門圏域言

われております。ということは、そこの医療のほうから介護医療院に転換されるという動きが予想されるわけございまして、そのへんの認可については県のほうがやられますが、県なり施設、事業所側とそのへんの動きを読み取りした結果、どうも 31 年度スタートするような動きがあるということで、長門市でも介護医療院が創設される動きがあるということで、そのへんを含めて、そして市外の昨年の 7 月から利用されている給付費、合わせて見積もった結果が増額の理由でございます。

田村委員 新年度から高齢福祉課というのが新しくできまして、高齢福祉課が介護保険事業の全てを担当するのか。地域支援事業というのは介護保険の中に入って、これは健康増進課が担当していますけど、これも健康増進課からではなくて、新設される高齢福祉課のほうを担当するというふうに考えて。組織のことですから断言はできないかもしれませんが、そのあたりお願いいたします。

川野市民福祉部長 あくまでも予定ではございますけど、介護保険料の賦課徴収業務、これは除きます。それを除いた部分で地域支援事業を含めまして全て高齢福祉課が担当するというので今予定となっております。

田村委員 それで、今説明にありましたが、地域包括支援センターですね。西・東と中央と。中央は直轄ですけども、西・東の委託先と言いますか、これはもう全て決まって 4 月の新年度から稼働できるような体制に今なっているのかどうかお尋ねいたします。

松尾健康増進課長 地域包括支援センターの 2 つの事業者については決定しておりまして、今 4 月 1 日を目途にいろんな研修等準備を進めている現状でございます。

田村委員 それは決まっている業者さんの名前は出せませんか。言えないわけ。

松尾健康増進課長 事業についてはホームページ等でも公表しておりますが、東地域包括支援センターにつきましては、社会福祉法人の福祥会さん、そして西地域包括支援センターにつきましては、長門市社会福祉協議会となっております。

田村委員 保険給付費のあれで、前年対比 2 億 4,000 万円が増えています。この多くは介護医療院関係ですよ。介護医療院関係は 1 億 9,000 万円程度というふうに予算上は見えるんですけども、間違っていれば別ですけども。あと保険給付費が増えた理由としてどういうものがあるのか教えてください。

小林福祉課長 介護医療院に係る給付以外については、地域密着型通所介護に係る給付費の増額が大きな要因でございまして、これについては約 2,600 万円の増額。そしてもう 1 点介護医療院の開設に伴って特定入居者介護サービス費というのが、増加が 1,900 万円。介護医療院そのもの以外でいくと、2,600 万円

と 1,900 万円、これ合わせて 4,500 万円程度が大きな違い、増加の要因でございます。

田村委員 それで、本会議質疑でどなたが聞いたんですかね。介護医療院ですね、先ほど説明で言われましたけども、今年度中には開設されるんではなかろうかというまだ断定はされていない。これ 1 億 9,000 万円くらいがかかろうかというのは、これは開設のための建設費の補助とか助成とかそういう意味。この 1 億 9,000 万円というのは。介護医療院のどの部分に使われるお金なのかをお尋ねします。

小林福祉課長 介護医療院の 1 億 9,450 万円についてですが、先ほど申し上げましたとおり、昨年の 7 月からもうすでに市外の介護医療院に利用されている方の給付費が発生しております。そして、今年度 31 年度については、1 ヶ所医療病床から転換を予定されているということで、いつ時点かというのは定かではないですが、1 年通じてサービス利用に対する給付費ということで考えていただければと思います。

田村委員 そうすると、これは年度途中からの給付費だから、たとえば再来年かいね、32 年度から 1 年間丸々いった場合もっと金額的には医療給付としては増えるという見通し。

小林福祉課長 確定した情報ではないんですが、医療側の病床から介護医療に転換する場合には、居室の必要面積というのが介護医療院のほうが多くございますので、定員がどうなるかというのは今、最大見積もっているところでございまして、要は定員がたとえば 50 の施設が 2 ヶ所できたらもう 100 できるんですけど、今 1 ヶ所でフルの通年予算の利用ということで今予算を計上させていただいております。

田村委員 それと、これも本会議質疑でありましたけども、昨年 6 月の県の施設入居待機者調査、いわゆる特養ですね。特養の待機者が 240 人と。これは前々年に比べて減っているという形には思いますけども、その 240 人の管理ですね、お尋ねいたします。

小林福祉課長 240 人の内訳でございます。240 人のうち、在宅の方が 103 人、医療機関や施設に入所されている方が 137 人の内訳になっておりまして、その方の介護度別で見えますと、要介護 3 の方が 107 人ともっとも多くて、要介護 4 が 61 人、要介護 5 が 40 人、要介護 2 が 21 人、要介護 1 が 11 人の内訳となっております。前回の調査より 47 人減少している理由についてですが、質疑の場面でも申し上げましたけれども、これは県が各施設に直接尋ねた、調査をかけておりまして、今市内には 6 施設、定員 359 になっておりまして、県の調査が 6 月末時点の調査でございまして、この時点、時点の瞬間を取られているということで、傾向というのは出ないのかなという気はします。ただ、県の調

査によると、平成 29 年度の退所者が長門市内で 135 人と。定員の 3 割ずつくらいいらっしゃるということで、入所者の入れ替わりがけっこうあるのかなという、考えられる以外は明確な理由が私どものほうでは分かりかねるというところでございます。

田村委員 今年度からの地域密着型ができましたよね。そのことによる影響によって減ったということは考えられますか。

小林福祉課長 そのへんの明確な理由というのはうちのほうでは判断しかねます。というのが、入居待機者という、在宅もあり施設も入っていらっしゃって、家族の支援がどういったケースなのか、6 月末時点の調査では入所だったものが次のときには入院されたとか、いろんな要因がございますので、一概に要因というのが市のほうでは判断できないということでご理解いただければと思います。

田村委員 分かりました。これで最後ですけども、地域支援事業いくつかありますけども、認知症対策費、今後認知症は増える増えると言いながら、実際増えていっている現状はあると思うんですけどね、この程度で良いのかと。もっと対策費として上げて、本格的な対応を取る必要があるんじゃないかと思う気もあるんですけども、この本格的な対策が必要じゃないかと思うことについてご答弁をお願いいたします。

松尾健康増進課長 認知症の対策につきましては、認知症初期集中支援チームを現在 1 ヶ所、地域包括支援センターのほうに置きまして、1 チーム稼働しております。認知症の相談への早期支援ということで、チームが稼働しておりますけども、平成 31 年度から包括支援センターが東地域、西地域ということで 2 ヶ所に広がることから、それぞれのセンターにおきましてもチームを稼働することとしております。だから 3 チームということになります。その地域での認知症への相談対応ということで、きめ細やかな支援を行うために、相談支援に対する研修を受講いたしまして、認知症への相談支援体制、早期、集中的な対応ができるような体制強化としてその予算を、34 万 3,000 円ほど補助金として計上しております。また、認知症の市民公開講座を例年やっておりますが、これまで専門医等の講演会形式で開催してまいりました。平成 31 年度につきましては、医師だけではなく、それぞれの関係職種が関係することから、薬剤師、介護支援専門医等の他職種の連携に対した支援をテーマとしまして、パネルディスカッション等の形を取るよう企画することとしております。この講演会につきましては、認知症の疾患医療センター、長門市に三隅病院のほうで設置しておりますが、その関係者とも連携をとるような形で進めることとしております。併せて認知症のガイドブックにつきましては、平成 28 年度に作成いたしまして、市民への二重への理解等啓発の部分、そして相談への対応ということで活

用していただいておりますが、31 年度予防の視点を入れました、追加した改正版を作成するものも合わせて予算を計上しております。この認知症への事業を含めまして今年度の予算に比べ 66 万 2,000 円の増額としての予算を計上し、増額となって 113 万 5,000 円の計上となっております。

吉津委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 11 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 12 号「平成 31 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 「後期高齢者医療事業特別会計」につきましては、提案説明及び予算説明資料のとおりであり、補足説明は特にございせん。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 12 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 16 号「長門市ボランティア拠点施設条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 「長門市ボランティア拠点施設」につきましては、日置保育園の新園舎と一体的に整備することとなり、現在建設中でございます。この施設は、市内における福祉ボランティア団体の拠点施設として、地域に密着した多様なボランティア活動の拡大、育成を図り、福祉の向上に寄与するための施設として整備するものでございます。本年 6 月 1 日からの供用開始を予定していることから、施設に関する条例を新規に制定するものでございます。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

三輪委員 第 1 条の福祉ボランティア団体というのが、どのような団体を指すんですか。

小林福祉課長 そのあとに「福祉の向上に寄与する」ということで、大まかな福祉関係団体ということでご理解いただければと思います。

三輪委員 それで、大まかな福祉ボランティア団体が、この施設をどういうふうに使っていただきたいと考えているんですか。

小林福祉課長 ボランティア団体と申ししましてもいろいろ形は違って、活動も様々でありますので、基本的にはボランティア拠点施設、空間をご準備させていただくということで考えております。

三輪委員 この施設を使うことによって、拡大・育成を図り、福祉の向上に寄与するというふうに第 1 条には載っていますが、何がどのように今までと変わるんですか。

小林福祉課長 基本的には福祉ボランティア団体については、やはり活動拠点になるところがございませんので、たとえば公民館の部屋でいろんな活動をされたり、そういった部分がきちんと日置のエリアの中で、旧油谷、旧三隅、旧長門については公民館の貸し館業ができる施設がございますが、日置地区についてはないという部分もございます、この施設を日置保育園と併設したものでございます。

岩藤委員 今説明を伺った中で、主には日置地区の方のボランティア拠点というふうに理解して良いのでしょうか。

小林福祉課長 現状は特に限定はしておりません。市内の福祉ボランティア団体であつたら使えるようにということで利用料を設定しております。

岩藤委員 それともう一つ、社協さんとの連携というか、関係性はどのように持っていかれるのか。社協さんでも登録団体があると思うんですけど、それとこの福祉ボランティア団体の拠点とのすみ分けと言いますか、たとえば長門市ボランティア拠点施設を利用される方はこの規定に収まる団体じゃないと使えないとか、そういうふうなことの決まりはあるのでしょうか。

小林福祉課長 特にそういったものは設けておりませんし、社協さん等の活動によっては絡まる部分も、関連する部分もございましょうけど、基本的には市内の団体であれば使用可能というふうに、限定はしておりません。

田村委員 この拠点施設というのは新しくできる日置保育園にくっついて、出入りはできないという話でしたね。そうするとこの拠点施設の管理運営主体というのはどこになるんですか。

小林福祉課長 管理運営主体はあくまでも長門市ということで、使用申請書の受付であつたり、許可証の交付、施設全体の管理は日置支所に対応することとしております。

田村委員 ということは、この施設を使う市内のボランティア団体は市内全域どこでも使えるんですけども、どこのボランティアもね。日置支所に行って手続きをする。各窓口でもできるんですかね。そのあたりはどうですか。

小林福祉課長 基本的には日置支所で申請をいただくということでございますが、ご連絡いただければうちのほうでも受け付けて日置支所のほうへ繋ぐ予定です。

吉津委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 16 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 23 号「長門市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 本条例改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴うものでございまして、災害援護資金の貸付利率及び償還方法等の見直しを行い、被災者がより利用しやすい制度に変更することとし、所要の改正を行うものです。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

岩藤委員 この弔慰金が発生するという場合、県の指定というかそういうものがあつたときに限りの弔慰金なのかお尋ねしたいと思います。

小林福祉課長 弔慰金の貸付については、今委員さん言われたように災害防止法で災害指定を県のほうにされた災害ということで対応させていただきます。

岩藤委員 この貸付限度額とか、所得制限であるとか、償還期間があるのかどうかお伺いしたいと思います。

小林福祉課長 貸付条件等のことですが、貸付金額の設定が貸付自体は世帯に対して貸し付けるわけですが、世帯主が負傷した場合と負傷されていない場合、この 2 パターンございまして、たとえば世帯主に負傷がある場合、家財の損害なし、住居損害なしで限度額は 150 万円、住居の半壊が 270 万円、住居全壊が 350 万円が限度額でございます。そして世帯主負傷のない場合、家財、住居とも損害がない場合は 150 万円、住居の半壊が 170 万円、住居の全壊が 250 万円、住居の滅失、流失の場合は 350 万円の限度額を設定しております。そして償還期間については 10 年、そのうち据え置き期間が 3 年という条件でございます。

吉津委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 23 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 23 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 24 号「長門市高等学校生徒の通学費の助成に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 一般会計の予算決算委員会分科会においても説明いたしておりますけれども、高等学校の生徒の通学費助成につきましては、平成 29 年度から対象者を「低所得家庭」へ制度拡充を図ったところでございますが、助成金の申請件数も少なく、各方面から制度の拡充が求められていることから、助

成対象者を「低所得家庭」に限定している所得制限を撤廃し、更なる制度拡充を図ったものです。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 24 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 24 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 25 号「長門市保育園条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 本条例改正につきましては、昭和 49 年に建設され、経年劣化により長門市公共施設等総合管理計画第一次アクションプランにおいて、廃園し、解体撤去する計画となっております東深川保育園につきまして、本年 3 月末をもって廃園とすることから、本条例から東深川保育園を削除すると共に、分筆により地番の改正が必要となった通保育園及び、旧日置支所庁舎跡地に現在建設中の日置保育園の新園舎での保育開始を 9 月 1 日としていることから、移転による地番の変更等、所要の改正を行うものでございます。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 25 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。最後に、議案第 26 号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 本条例改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正により、国民健康保険料の賦課額、医療分ですけれども、これに係る賦課限度額が 58 万円から 61 万円に引き上げられ、また、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準につきまして、5 割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額が 27 万 5,000 円から 28 万円に、2 割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額が 50 万円から 51 万円に変更されたことから、所要の改正を行うものでございます。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 本会議質疑でもありましたけれども、これ 2 つあって、前半の賦課限度額の条件ですね。金額等は詳しく本会議答弁でされましたけども、これは制度上どういうメリットとか影響を与えるのか、そのへんの説明をお願いします。

中野総合窓口課長 今回の改正によりまして、現行の賦課限度額 58 万円が 61 万円となりますと、限度を超過した場合における保険料額が 3 万円増額になります。従いまして、本年度と同じ所得状況にあるものと仮定しますと、現行 58 万円の限度額を超過し、かつ、61 万円の限度額も超過するという世帯。この世帯が 79 世帯あります。従いまして単純計算しますと、3 万円×79 世帯となりますと、237 万円。この分の保険料が国民健康保険会計のほうに増収という形で入ってくるということになります。これがメリットでございます。

吉津委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 26 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 26 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務民生常任委員会を閉会します。どなたもご苦労様でした。